

考査項目別運用表

考査項目	4. 工事特性 - I. 施工条件等への対応 (主任監督員)		
点数合計	= <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>		
点数	該当	対応事項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
I 構造物の特殊性への対応 ※評価対象項目1つにつき3点(最大で3点)の加点とする。			
3	<input type="checkbox"/>	1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事	(1. について) 【土木】 <input type="checkbox"/> 切土の土工量：1万m ³ 以上、 <input type="checkbox"/> 盛土の土工量：5000m ³ 以上(ため池の場合1000m ³ 以上)、 <input type="checkbox"/> 護岸・築堤の平均高さ：5m以上、 <input type="checkbox"/> 擁壁・ブロック：直高5m以上かつ延長20m以上、 <input type="checkbox"/> トンネル(シールド)の直径：1000mm以上、 <input type="checkbox"/> 推進延長：1スパン100m以上、 <input type="checkbox"/> マンホール深さ：10m以上、 <input type="checkbox"/> ダム用水門の設計水深：3m以上、 <input type="checkbox"/> 樋門又は樋管の内空断面積：5m ² 以上、 <input type="checkbox"/> 揚排水機場の吐出管径：500mm以上、 <input type="checkbox"/> トンネル(開削工法)の開削深さ・延長：2.5m以上かつ延長50m以上、 <input type="checkbox"/> 海岸堤防・護岸・突堤又は離岸堤の水深：5m以上、 <input type="checkbox"/> 地すべり防止工：幅30m以上かつ法長30m以上、 <input type="checkbox"/> 浚渫工の浚渫土量1万m ³ 、 <input type="checkbox"/> 流路工の計画高水流量：100m ³ 以上、 <input type="checkbox"/> 砂防ダムの提高：5m以上、 <input type="checkbox"/> ダムの提高：20m以上、 <input type="checkbox"/> 法面工：直高20m以上又はグラウトアンカーによる法面、 <input type="checkbox"/> 橋梁上部工：ボス・ステーション・プレキャスト・鋼床版、 <input type="checkbox"/> 橋梁下部工：構造物の直高10m以上又は杭基礎を有する構造、 <input type="checkbox"/> 現場打BOXの内空断面：25m ² 以上 【建築】 <input type="checkbox"/> 延床面積：3,000m ² 以上、 <input type="checkbox"/> 地上5階以上の建物、 <input type="checkbox"/> 大空間のホール等を有する建物、 <input type="checkbox"/> 特殊設備・機能の有る建物、 <input type="checkbox"/> 施設使用を伴う条件がある工事 【機械設備・電気(通信)設備】 <input type="checkbox"/> 現場条件によって設計・製作が必要なもの
3	<input type="checkbox"/>	2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	(2. について) <input type="checkbox"/> 砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事 <input type="checkbox"/> 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 <input type="checkbox"/> 供用中の道路(2車線以上)・トンネルの拡幅工事
3	<input type="checkbox"/>	3. その他	(3. について) <input type="checkbox"/> その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 <input type="checkbox"/> その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事
II 作業環境、社会条件等への対応 ※評価対象項目1つにつき3点(最大で6点)の加点とする。			
3	<input type="checkbox"/>	1. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	(1. について) <input type="checkbox"/> 供用中の道路と交差する橋梁などの工事 <input type="checkbox"/> 市街地等の家屋密集地での道路をアンダーパスする工事 <input type="checkbox"/> 監視などの結果に基づき、工程の変更を行った工事
3	<input type="checkbox"/>	2. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	(2. について) <input type="checkbox"/> ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事 <input type="checkbox"/> 地元調整や環境対策などの制約が多い工事 <input type="checkbox"/> そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事
3	<input type="checkbox"/>	3. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	(3. について) <input type="checkbox"/> 市街地(市街化区域又は用途指定区域)での夜間工事 <input type="checkbox"/> DID地区での工事 <input type="checkbox"/> 店舗営業へ配慮が必要な工事
3	<input type="checkbox"/>	4. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	(4. について) <input type="checkbox"/> 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事 <input type="checkbox"/> 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うための規制標識の設置撤去を日々行った工事
3	<input type="checkbox"/>	5. 緊急時に対応が特に必要な工事	(5. について) <input type="checkbox"/> 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事
3	<input type="checkbox"/>	6. 施工箇所が広範囲にわたる工事	(6. について) <input type="checkbox"/> 作業現場が広範囲に分布している工事(3か所以上かつ1か所以上が1km以上離れている工事。)
3	<input type="checkbox"/>	7. その他	(7. について) <input type="checkbox"/> 施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 <input type="checkbox"/> その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事

考查項目別運用表

考查項目	4. 工事特性 ー I. 施工条件等への対応 (主任監督員)		
点数合計	=	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>	
点数	該当	対応事項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
III 厳しい自然・地盤条件への対応 ※評価対象項目1つにつき3点(最大で3点)の加点とする。			
3	<input type="checkbox"/>	1. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事	(1. について) <input type="checkbox"/> 河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な土留めなどが必要な工事 <input type="checkbox"/> 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事 <input type="checkbox"/> 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事
3	<input type="checkbox"/>	2. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	(2. について) <input type="checkbox"/> 海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事 <input type="checkbox"/> 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事 <input type="checkbox"/> その他気象条件により、見込まれた不稼働日より稼働日が確保できない工事。
3	<input type="checkbox"/>	3. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	(3. について) <input type="checkbox"/> 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。若しくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) <input type="checkbox"/> 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 <input type="checkbox"/> 土石流危険渓流に指定された区域内における工事
3	<input type="checkbox"/>	4. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	(4. について) <input type="checkbox"/> イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事
3	<input type="checkbox"/>	5. その他	(5. について) <input type="checkbox"/> その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 <input type="checkbox"/> その他、災害等における臨機の措置のうち、特に評価すべき事項が認められる工事
IV 長期工事における安全確保への対応 ※評価対象項目1つにつき3点(最大で3点)の加点とする。			
3	<input type="checkbox"/>	1. 当初工期が12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事	(1. について) <input type="checkbox"/> 当初工期が12ヶ月を越える工事で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※工期延期をして超えた場合は、評価しない。 ※文書注意に至らない事故は除く。
3	<input type="checkbox"/>	2. その他	(2. について) <input type="checkbox"/> その他
※1. 工事特性は、最大12点の加点評価とする。 ※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。 ※3. 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。			
点数合計	<input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/>		

考査項目別運用表

考査項目	7. 法令遵守等 (主任監督員)		
点数	=		
点数	該当	措置内容	
-20	<input type="checkbox"/>	1. 指名除外4ヶ月以上	
-15	<input type="checkbox"/>	2. 指名除外3ヶ月以上4ヶ月未満	
-13	<input type="checkbox"/>	3. 指名除外2ヶ月以上3ヶ月未満	
-10	<input type="checkbox"/>	4. 指名除外2週間以上2ヶ月未満	
-8	<input type="checkbox"/>	5. 文書注意	
-5	<input type="checkbox"/>	6. 口頭注意	
-3	<input type="checkbox"/>	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	
	<input type="checkbox"/>	8. その他	
	<input type="checkbox"/>	9. 項目該当なし	
	<input type="checkbox"/>	総合評価技術提案履行確認	履行 不履行 対象外
<p>① 本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、総合評価技術提案履行確認において「不履行」を選択し、減ずる措置を行う。</p>			
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料において、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は継承した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品購入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15. 工事に係る施工体制、品質、出来形等で隠匿又は隠滅が発覚した。 16. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名除外等の区分による） <ul style="list-style-type: none"> ・関連法令等の違反については原則として関係許可行政庁、警察等の処分が確定した段階で成績評定に反映する。 ・指名除外期間は他の工事で指名除外を受けた後、1年以内に当該工事で発生した事由により指名除外を受けると期間が2倍となるが、この場合他の工事での措置は無かったものとみなして期間を読み替えるものとする。 ・同一工事で複数の指名除外を受けた場合は単純に期間を合算する。（重複した場合には重複期間を控除しない。） 			